

平成26年度
第2回 明石市都市計画審議会

議 事 録

<HP公開用>

日時：平成26年11月27日（木）午後2時～

場所：明石市議会棟大会議室

平成26年度 第2回明石市都市計画審議会

日時：平成26年11月27日（木）午後 2時00分～

場所：明石市議会棟大会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 議事録署名人の選出

3 議 題

(1) 事前説明事項

①東播都市計画地区計画（大久保町松陰山手地区）の決定について〔明石市決定〕

(2) 報告事項

①第7回線引き等の見直しについて（経過報告）

②都市計画道路の見直しについて（経過報告）

4 そ の 他

5 閉 会

○出席委員（17名）

安 田 会 長

水 野 副会長

嶋 本 委 員

尾 仲 委 員

坂 口 委 員

佐々木 委 員

辻 本 委 員

永 井 委 員

中 西 委 員

宮 本 委 員(代理)

三 木 委 員(代理)

藤 田 委 員

山 本 委 員

中玉利 委 員

丸 谷 委 員

宮 川 委 員

森 本 委 員

○出席幹事（5名）

北 條 幹 事

梅 木 幹 事

中 島 幹 事

嶋 田 幹 事

山 本 幹 事

第2回明石市都市計画審議会

平成26年11月27日

午後2時00分～

明石市議会棟大会議室

(開会14時00分)

○(事務局) 皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまから平成26年度第2回明石市都市計画審議会を開催いたします。

皆様方におかれましては、何かとお忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、審議に先立ちまして、資料の確認を行いたいと思います。お手元の資料をご確認ください。

本日、お手元には配席図と都市計画道路見直し方針(案)に関するパブリックコメントを実施したときに配布したチラシを配付しております。なお、次第、委員名簿、議事に関する資料は、事前にお届けしております。事前送付の資料も含めまして、過不足ございませんでしょうか。

それでは続きまして、本日の出席状況についてご報告申し上げます。本日は、西海委員、山崎委員が都合によりご欠席と連絡を受けております。中西委員は少し遅れている様子でございます。委員総数19名のうち、現在16名の出席をいただいておりますので、明石市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、当審議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、ここからの進行は安田会長にお願いしたいと思います。

安田会長、よろしくお願ひいたします。

○会長 それでは、改めましてこんにちは。

会議に入ります前に、前回のこの審議会におきまして、ご本人欠席でございましたけれど、副会長に水野委員を選出いたしております。本日、一言まず、ご挨拶をお願いいたします。

○副会長　　ただいまご紹介にあずかりました水野でございます。ご選出いただきました前回の本審議会につきましては出席がかなわず、皆様には大変失礼いたしました。副会長という大役ではございますけれども、微力ながら懸命に務めさせていただきたいと考えております。何とぞよろしくをお願いいたします。

○会長　　どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、お手元に会議次第がございますが、これに沿って進めさせていただきます。

2番目でございます。議事録署名人の選出でございます。この件につきましては、審議会運営要領によりまして、私のほうから指名させていただくことになっております。それでは、本日は坂口委員さん、それから丸谷委員さん、お二人にお願いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

続きまして、本審議会の公開、非公開についてですが、審議会運営要領によりまして原則公開となっており、本日の会議におきましても、会議を公開することにより個人情報保護及び公正、又は、円滑な議事運営が損なわれるおそれはないと認められますので、会議を公開としたいと思いますよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

○会長　　それでは、本審議会の公開といたします。傍聴の方がおられましたら入場を認めますので、本日の傍聴者につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

○(事務局)　　本日の傍聴者は1名でございます。これよりご案内いたしますので、しばらくお待ちください。

(傍聴者入場)

○会長　　それでは、議事次第でございますが、まず、3番目の議題のほうに入り

たいと思います。お手元の次第のほうに、本日は事前説明事項が1件、それから、報告事項が2件ございます。

まず、事前説明事項「東播都市計画（大久保町松陰山手地区）の決定について」これは明石市決定分でございますが、このことについて事務局よりまず、説明をお願いいたします。

○都市計画課 はい、会長。

○会長 はい、どうぞ。

○都市計画課 事前説明事項の「①東播都市計画地区計画（大久保町松陰山手地区）の決定について」説明させていただきます。

今回初めて説明する案件になりますので、よろしく願いいたします。

まず、資料について説明します。「①東播都市計画地区計画（大久保町松陰山手地区）の決定について」とある資料をご覧ください。

1ページが位置図、2ページが計画図、3から5ページが計画書と理由書になります。また、参考資料といたしまして、「地区計画（大久保町松陰山手地区）により新たに追加される制限について」というA4、1枚ものの資料がございます。

説明は、前面のスクリーンを中心に行います。お手元の資料については、適宜ご参照くださいますようお願いいたします。

本地区は、赤色の斜線部分に示す位置で、JR大久保駅より北東約1.5キロメートルに位置する大久保町松陰の一部で、土地区画整理組合による「明石市松陰山手土地区画整理事業」の施行区域です。面積は約6.1ヘクタールです。明石市都市計画マスタープランにおいて、土地区画整理事業が施行される地区を「地区計画推進地区」として位置づけており、よりよい住宅市街地の維持・保全を図るため、地区計画を決定するものです。

赤線で囲われた部分が地区計画の区域です。

本地区における土地利用の基本となる用途地域は、「第1種中高層住居専用地域」

で、高度地区は「第2種高度地区」です。これら現在ある都市計画の制限に新たに地区計画を加えるものです。

それでは、本地区計画の概要について説明いたします。

名称は、「大久保町松陰山手地区 地区計画」です。位置は、「大久保町松陰の一部」で、面積は「約6.1ヘクタール」です。

「地区計画の目標」は、土地区画整理事業により形成される住宅市街地について、敷地の細分化などによる居住環境の悪化を防止するとともに、地域特性に応じた建築物を誘導し、よりよい住宅市街地の維持・保全を図ることを目標としています。

次に、地区整備計画による具体的な内容を説明させていただきます。

その内容は、土地区画整理組合からの案の提出を受け、作成したものであります。

まず、「建築物等の用途の制限」です。建築してはならない建築物としまして、共同住宅又は長屋で、1戸当たりの住戸専用面積が40平方メートル未満のものとしています。これにより、現在の用途地域である第1種中高層住居専用地域による制限に加えて、ワンルームマンションの立地を規制しようとするものです。

次に、「建築物の敷地面積の最低限度」です。現在は、敷地面積の最低限度の制限は定められていませんが、110平方メートルを新たに地区計画で定めることで、宅地の細分化による建て詰まりを防ごうとするものです。

続きまして、「壁面の位置の制限」です。現在は、壁面の位置の制限は定められていませんが、建築物の外壁から敷地境界線までの距離を、道路境界線又は道路に接する水路からは1メートル以上、それ以外の敷地境界線からは0.6メートル以上あけることにより、ゆとりあるまちなみを形成しようとするものです。

最後に、「建築物の高さの最高限度」です。現在は、第2種高度地区による15メートルの高さ制限がありますが、地区計画において、11メートルを高さ制限とするものです。これにより、高層建築物の立地を規制します。

以上が地区整備計画の内容になります。

最後に、今後のスケジュールです。本地区計画に関し、地区内の利害関係者の意見を求めるため、「地区計画等の案の作成手続に関する条例」に基づきまして、2週間公衆の縦覧に供する予定です。その後、県との協議を経まして、引き続き、都市計画法の規定に基づき、2週間公衆の縦覧に供した後、当審議会に付議させていただく予定でございます。

以上で、「大久保町松陰山手地区 地区計画」の説明を終わらせていただきます。

○会長 事前説明事項についての説明がございましたが、ご質問、ご意見等ございましたら、どうぞよろしくお願いいいたします。

はい、どうぞ。

○委員 ここに書いてありますように、1戸当たりの住戸専用面積が40平方メートル未満と書いてあるんですけれども、40平方メートル未満のものはだめということは、40メートルの高さを超えないものはいいということですね。そういう意味じゃないんですか。

○都市計画課 面積です。

○委員 そうしたら、この共同住宅というか、マンション自体は建ててもいいということなのでしょうか。高さを超えない限り。

○都市計画課 委員がおっしゃいますように、マンションそのものを規制するものではありません。ですので、住戸専用面積が40平方メートル以上でしたら建築することは可能です。

○委員 ありがとうございます。それでちょっとご質問なんですけど、面積の小さいものということは、多分、独身者とかをターゲットにされてると思うんですけども、ただ、ちょっと心配するのは、今ちょっとシェアハウスといって、一つの部屋を幾つかに区分して独身の方が入られるという、そういうことがあり得ることもありますが、そのシェアハウスの制限というのはどうなっておりますか。お願いします。

○区画整理課 会長。

○会長 はい。

○区画整理課 先ほどこの地区につきましては、地元の土地所有者47名が区画整理事業をしてまして、それで現在、保留地という土地を販売しながらやっていますけども、保留地を売っていくというのを戸建て住宅の方に売っていきたいということです。それであと、先ほどのワンルームの関係なんですけども、地元の地権者の方が、できるだけファミリー層で地域のルールを守っていただける方ということで、地域の中でそういうルールを決めていったということになっております。

以上でございます。

○委員 シェアハウスのほうの規制は。

○区画整理課 シェアハウスの関係のルール云々じゃなしに、面積的に大体30平方メートルぐらいがワンルームということになってますので、40平方メートルを超える部分の延べ床面積があれば、それも可能と考えていただければと思います。建物の1戸当たりの住居の面積で決めてますので。

○委員 わかりました。ありがとうございます。

○会長 ほかはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

特にご意見がないというふうに考えてよろしゅうございますか。

それでは、ご意見ほかにないようでございますので、以上で事前説明事項については終了させていただきます。次回以降の本審議事項として、先ほどございました手続に入っていただきたいというふうに思います。

続きまして、(2)の報告事項に移らせていただきます。報告事項として本日は、案件が2件ございます。

まず①として「第7回線引き等の見直しについて(経過報告)」として、事務局より説明をお願いいたします。

○都市計画課 会長。

○会長 はい。

○都市計画課 第7回線引き等の見直しにつきましては、前回の平成26年8月の当審議会において報告をさせていただきました。今回は、経過報告としまして、見直し素案の閲覧結果などの報告をさせていただきます。

まず、資料について説明します。「①第7回線引き等の見直しについて（経過報告）」とある資料をご覧ください。

1ページが、第7回線引き等の見直しについての経過報告をまとめたもので、2ページが見直しスケジュールとなります。なお、詳細の資料につきましては、前回の資料と変更がございませんので、今回は配付をしておりません。

説明は、前面のスクリーンを中心に行います。お手元の資料につきましては、適宜ご参照ください。

まず、前回ご説明しました線引き見直しについて、概要を説明します。線引き等の見直しの体系です。現在、兵庫県が都市計画法第6条の2に基づく整備、開発及び保全の方針として、都市計画区域マスタープランの見直しを進めているところです。都市計画区域マスタープランとは、本市を含む東播都市計画区域全体を対象とし、（1）都市づくりの基本方向、（2）区域区分（線引き）の決定の有無、（3）都市づくりに関する各方針を定めるものです。さらに、都市再開発の方針など、3つの方針を定め、内容の一部を具現化することとしております。また、線引きにつきましては、（2）の区域区分の決定の有無の県の考え方に基きまして、見直し変更地区を選定することとしています。

現時点では、兵庫県の都市計画区域マスタープランの内容は、県から示されてはいませんが、先行して県から示されました「区域区分の見直し方針」「都市再開発等の見直し方針」に基づき、それぞれ見直し検討作業を進めているところです。

線引き見直しの検討地区について説明します。

こちらが江井ヶ島地区で、山陽電鉄江井ヶ島駅の北側に位置する地区です。県道江

井ヶ島大久保停車場線より東側の地区において、土地区画整理事業の実施に向けての機運が高まっており、駅周辺の利便性の向上に合わせた土地利用を誘導し、計画的な市街地形成を図るために、市街化区域への編入を目指した「特定保留区域」に設定いたします。

続きまして、朝霧北町地区です。都市計画道路大蔵朝霧線の東側で、明石市と神戸市にまたがった民間の開発が行われた地区です。開発に伴い市境界の確認がなされましたので、現況の都市計画と整合するため、境界調整による見直しを行います。

以上、線引き見直しの検討地区と合わせまして、「都市再開発の方針」、「住宅市街地の開発整備の方針」、「防災街区整備方針」につきまして、明石市の見直し素案としまして、市民に対し閲覧を行った結果を報告いたします。

閲覧期間は、9月1日から9月22日まで、市ホームページや市窓口で実施いたしました。閲覧の結果、意見書の提出はありませんでした。なお、市窓口での閲覧者はいませんでした。市ホームページへのアクセス数は、93件でした。

最後に、今後のスケジュールです。本見直し素案を兵庫県に報告し、今後は兵庫県が主体となりまして、兵庫県庁内や国の関係機関との協議を行うこととなっております。平成27年度には、明石市案として、改めて兵庫県に申出を行います。そして、兵庫県が東播都市計画の各市町の案を取りまとめて、県素案を作成いたします。その後、兵庫県が都市計画法に基づく変更手続を進める中で、当審議会への事前説明、諮問を行いまして、市の意見を兵庫県へ回答した後に、県は各市町の意見を踏まえて、都市計画決定告示を平成28年3月に行うべく都市計画決定手続を進める予定となっております。

以上で、第7回線引き等の見直しに関する説明を終わらせていただきます。

○会長 第7回の線引き見直しについて、内容につきましては前回8月の審議会で説明がありましたけれど、それについてのその後の経過報告が今、あったところがございます。ご質問、ご意見ございましたら、よろしく願います。

はい、どうぞ。

○委員 各市町の意見を聞くということなんですけども、各市町というのは、当然、明石と隣接している市だというふうに思うんですけども、もし、その各市町のほうからノーというような返事なり、違う考え方が出た場合にはどうなるのでしょうか。

○都市計画課 意見照会という手続が都市計画法の手続の中でございます。ただ、今回につきましては、都市計画の申出という形で、まず、各市町が案の内容を兵庫県に定めていただくべく出して、いただいた内容をまとめて県案をつくりますので、基本的に各市町の調整済みの内容が形になりますので、今回の案件としましては、反対の意見があることは想定していませんが、仮にその意見がある場合は、兵庫県都市計画審議会の中で、各市町からこのような意見が出ているという報告がなされます。それに対して県の都市計画審議会が案に一定の考え方をもって、決定するのもしないのかを改めて判断するという形になります。

○会長 はい、どうぞ。

○委員 ということは、例えば、お隣の神戸市と調整をしているというふうに理解しとったらいいんですか。

○都市計画課 そうでございます。

○会長 よろしゅうございますか。

○委員 はい。

○会長 この線引きは今、説明がございましたように、県決定でございますので、この審議会としては市の考え方を了承するかどうかということが中心でございます。

特定保留区域、江井ヶ島の特定保留は別にして、市域境界が、これはまれなことですが、開発に伴って、市境界自身が動くということになりますかね。

ほかはよろしゅうございますか。

はい、どうぞ。

○委員 ホームページに93件のアクセスがあるという、そういう結果だったん

ですが、ということは多分、地域住民の方が興味を持って何らかの中身を見ようということじゃないかと思うんです。ただ、その割には意見はありませんでしたという結果なので、この線引きとかいう難しい、私、免許を取るときにも都市計画のこととか勉強しましたが、結構難しくて、専門用語が出てくると、地域住民の方の全く知らない方はちょっと意味を説明してあげないと、ほんとにちょっと理解するのに難しいと思うんです。結構、この興味がある93件のアクセスの割には意見がないというところがちょっとひっかかるんですけど、どこら辺まで地域住民の方には説明をされているのでしょうか。その線引きという内容をということをお聞きしたいのですが。

○都市計画課　はい、失礼します。

○会長　はい、どうぞ。

○都市計画課　今回、特定保留区域という設定をする中で、山陽電鉄江井ヶ島駅北地区を対象にさせていただいております。こちらにつきましては、前面の画面のスクリーンにもお示しさせていただいておりますが、紫の区域を概ねの区域としておりますけれども、ここで土地区画整理事業の実施の機運が高まっております。土地区画整理事業というのは、宅地を供給する事業になりますので、原則市街化区域の中で実施すべきものです。その中で、市街化区域へ編入をした上で、区画整理事業に着手するという流れになります。そんな中で、地域住民のお声をいただく中で、市街化区域に編入して区画整理事業をやりたいなというお声を頂戴した上で、私どもは見直し検討を進めさせていただいたという経緯がありますので、地域の地権者の方については、市街化区域に編入することについては、十分理解をしていただいております。

今回、もう一つの地区につきましては、朝霧北町地区については、もともと神戸市の市街化区域になっており、特に調整区域とかいうような話は出てきませんので、今回はそういう面に関しては、特に生活には関係がないことであらうかと思えます。

以上です。

○会長 はい、ほかいかがでしょうか。

ご意見ないというふうを考えてよろしゅうございますか。

はい、ありがとうございます。

それでは、第7回線引き等の見直しについての経過報告は報告を承って、了承したということにさせていただきます。

続きまして、②として、「都市計画道路の見直しについて」、これも経過報告でございますが、事務局より説明をお願いいたします。

○都市計画課 はい、会長。

○会長 はい、どうぞ。

○都市計画課 都市計画道路の見直しにつきまして、資料によりましてご説明させていただきますと思います。

都市計画道路の見直しにつきましては、前回の平成26年8月、当審議会におきましてご報告を行いました。今回は、都市計画道路見直し方針（案）に対するパブリックコメントの結果、及び廃止候補路線の抽出結果などを報告するものでございます。

お手元では「②都市計画道路の見直しについて（経過報告）」の資料をご覧ください。

1から2ページが都市計画道路見直しについての経過報告をまとめたもので、3ページが廃止候補路線及び存続候補路線の位置図となっております。

説明は、前面のスクリーンを中心に行いますので、お手元の資料もあわせてご参照願います。

まず、前回ご説明しました見直し方針（案）について、その概要をご説明します。なお、見直し方針（案）につきましては、前回と変更がありませんので、今回配付は省略しております。

長期未着手の都市計画道路につきまして、「明石市都市計画道路見直し方針」により、必要性の検証と段階的な見直しを進めていこうとするものでございます。

この見直し方針（案）について、9月1日から9月30日までの間、パブリックコメントを行いました。なお、前回の当審議会におきまして、周知方法を工夫するようにご意見をいただきましたので、広報あかし及び市ホームページに加えまして、お手元にA3のカラー刷りの見直し方針（案）に対するご意見を募集しますというものを配付しておりますけれども、そういったチラシの配布や、見直し方針に関する相談所を設けております。そのように周知方法を工夫いたしましたが、パブリックコメントの結果、意見書の提出はありませんでした。なお、市ホームページへのアクセス数は130件でありました。つきましては、パブリックコメントの結果、意見がありませんでしたので、見直し方針（案）の内容を変更することなく、今後、見直し方針として策定いたします。

次に、見直し路線について説明します。その検証方法ですが、将来交通量や道路の階層性に応じた機能検証を行い、地域からの整備要望やまちづくりへの影響があるかなどの検証を行った上で、「廃止候補」と「存続候補」に区別しました。抽出された廃止候補路線は11路線、延長が7,210メートルです。スクリーンには具体的な路線図の地図を示しております。黒い実線が整備済み又は事業中の路線、青い実線が存続候補路線、赤い実線が廃止候補路線です。廃止候補路線は、東から順番に、山下町線、西海岸線、林崎線、大坪線、王子線、大久保石ヶ谷線、江井ヶ島松陰新田線、長坂寺線、住吉公園前線、二見臨港線、二見尾上線の11路線です。

各路線の概要についてご説明します。山下町線は、JR山陽本線の北側で、黒橋線と東仲ノ町線を結ぶ路線です。

次に、西海岸線は、港町と林を結び、明石川を横断する路線です。

林崎線につきましては、県道明石高砂線以南の区間でございます。

次に、大坪線は、現在、連続立体交差事業によりまして、西新町駅前広場を含めた事業箇所を除く区間でございます。

王子線は、国道2号と国道175号を結ぶ区間です。現在、国道2号が4車線化の

事業中でございます。

大久保石ヶ谷線は、JR大久保駅から明石北高校の西側を通り、神戸市西区の岩岡町を結ぶ路線ですが、計画どおりの法線・幅員ではありませんが、一定の道路整備が完了しております。

江井ヶ島松陰新田線は、大久保町江井ヶ島と松陰新田を結ぶ路線で、県道明石高砂線以南の区間でございます。

長坂寺線は、魚住町長坂寺と大久保町西島を結ぶ路線で、国道250号以南の区間です。

住吉公園前線は、山陽魚住駅と住吉公園を結ぶ路線です。

二見臨港線は、二見町東二見で、国道250号と東二見港を結ぶ路線です。

二見尾上線は、二見町東二見と西二見を東西に結ぶ路線です。

以上の路線につきましては、先ほどご説明しましたように、交通機能や防災機能などの客観的な機能検証や地域からの整備要望などの地域固有要素による機能検証の結果、必要性がないと判断されましたので、廃止候補路線として抽出されたものでございます。

最後に、今後のスケジュールです。

12月に見直し方針を策定し、廃止候補路線を公表、意見募集を行います。その周知を工夫するとともに、期間中には市内4カ所で説明会を開催します。詳しい日程につきましては、広報紙などによりお知らせをいたします。

その後、ご意見を踏まえまして、当審議会に報告させていただいた上で、廃止路線を確定し、平成27年4月から都市計画変更手続を進めていく予定でございます。

以上で、都市計画道路の見直しに関する説明を終わります。

○会長 都市計画道路の見直しについての経過報告がございました。見直しの方針そのものにつきましては、前回の審議会と何ら変わっていないということでございます。

ご質問、ご意見ございましたらどなたからでも結構ですので、よろしくお願いいたします
します。

はい、どうぞ。

○委員 閲覧をしに市民の方が来られたのかどうかということと、あと、市民の
説明会、市内4カ所になってますけども、どこでされるのか、この2点教えてください。

○都市計画課 市窓口で閲覧に来られた市民の方はいらっしゃいませんでした。

説明会につきましては、市内4カ所を考えております。広報紙等で今後、案内をさ
せていただきますけれども、市役所本庁舎、それから大久保市民センター、魚住市民
センター、二見市民センター、この4カ所で廃止候補路線の内容について説明をさせ
ていただきます。全ての地区で同様の説明をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○会長 ほかはいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員 この廃止路線の中には既に一応、供用されている部分もあると思うんで
す。その中で、例えば、住民の方が歩道が必要であるとか、そういうふうなこと。今
は車道だけだけれども、歩道が必要だというようなことになった場合、そういうこと
は可能であるとお聞きしたと思うんですけれども、その点はどうなのでしょう。

○都市計画課 はい、会長。

都市計画道路で計画が廃止されたからといって、整備が必要ないというふうな判断
ではございません。整備につきましては、今後とも、市民からの整備要望に合わせま
して、事業サイドのほうで協議調整させていただいた上で、その対策を講じていくこ
ととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

○会長 ほかはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

○副会長 済みません。

○会長 はい、どうぞ。

○副会長 済みません、特にちょっと本質的な質問ではないかもしれませんが、できれば教えていただけたらと思うんですが、今回、この都市計画道路の見直しということで全市的にされているということなんですが、この前の線引きの話と絡めまして、今回、線引きで江井ヶ島が将来的に市街化区域の編入を目指して特定保留になったというようなどころがあるかと思うんですけれども、この都市計画道路の存続候補路線となっていますけれども、その江井ヶ島の特定保留の区域にこの都市計画道路があるわけですね。この存続候補というのが、第2次見直しに今後かかってくるかと思うんですけれども、スケジュール的にまだ未定というような記載が前回の資料でもあったかと思うんです。そのあたり全く別件ではございますけれども、地域にとってはそれぞれ関連があることで、そのあたり何らかその留意する必要があるかどうか、何かそのあたりの明石市のお考えをちょっとお聞きできたらと思います、いかがでしょうか。

○都市計画課 はい、会長。

○会長 はい。

○都市計画課 今回、ご説明しております廃止候補につきましては、第1次見直しということで手続を進めていくものでございます。存続候補路線につきましては、計画上は必要だと。ただし今後、事業化のめども立たないというような路線につきましては、事業施行予定者としまして、それぞれの路線によっては、国が施行予定者であったり、県が施行予定者であったり、市が施行予定者であったりするわけでございます。事業施行予定者の判断等によりまして、今後、都市計画道路どおりに整備していくのか、あるいはバイパス道路を整備していくのか、あるいは市民との合意形成のもとに事業化見込みがないので廃止していくのかということとその区間に応じて協議調整させていただこうというものが次年度以降で検討を進めていくということでございます。第1次見直し路線につきましては、次年度から都市計画の手続をしていき

ます。第2次見直し路線につきましては、検討を進めていきますということでございます。

以上です。

○会長　　よろしいでしょうか。

○副会長　　はい。

○会長　　ほかはいかがでしょうか。

ご意見ないというふうに考えてよろしゅうございますか。

それでは、ご意見ないようでございますので、報告事項の②の都市計画道路の見直しについての経過報告について了承し、先ほど説明ございましたような今後の諸手続に入っていただくことといたします。

議題は以上でございます。4のその他として、事務局から報告事項等がございますか。

○（事務局）　　はい、会長。

○会長　　はい。

○（事務局）　　都市計画に関して、その他報告することは特にございません。

○会長　　それでは、以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。

活発なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

これをもちまして閉会といたします。どうもありがとうございました。

（閉会 14時44分）